

## 第3編 武力攻撃事態等への対処

### 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、市は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、被害への対処が必要となる。

また、他の市町において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となる。

このような事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性に基づき、市の初動体制について定める。

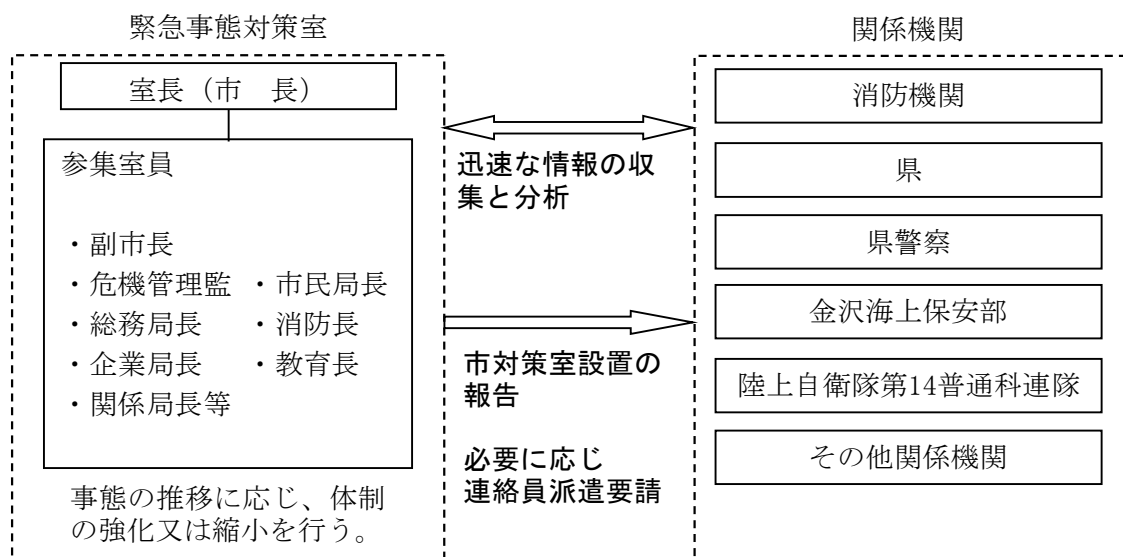
#### 1 緊急事態対策室等の設置

##### (1) 緊急事態対策室等の設置

市長は、現場からの情報により武力攻撃事態等によると疑われる災害が発生し、又は発生するおそれがある行為等の事案の発生を把握した場合は、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、的確かつ迅速に対処するため、事案発生時の対処に必要不可欠な人数により、次の体制をとるものとする。

- ①注意配備体制
- ②警戒配備体制
- ③緊急事態対策室体制

##### 【金沢市緊急事態対策室の構成等】（イメージ）



**(2) 職員の参集**

「配備体制及び職員の参集基準」(第2編第1章第1節2)により参集対象となっている市職員は、参集の指示があったとき、自己の所属する課等に参集し、初動対応等を行う。

なお、参集出来ない場合は、最寄りの市施設に参集し、その旨を自己の所属長に報告する。

**2 初動時の措置****(1) 事案の報告**

市職員は、住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長(国民保護担当課経由)に報告する。

**(2) 県への報告**

市は初動体制を確立したときは、直ちに県へ報告する。

**(3) 情報収集・提供**

緊急事態対策室は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。

**(4) 緊急事態対策室における初動措置 (法29条)**

市は、緊急事態対策室において、主に次のことを実施する。

- ① 注意配備体制
  - 情報の収集及び不測事態への準備
- ② 警戒配備体制
  - 情報収集の強化
  - 関係機関等との連絡、調整
  - 連絡会議等の開催による対応策の検討・実施
- ③ 緊急事態対策室体制
  - 情報の収集・分析
  - 関係機関等との連絡、調整
  - 緊急対策会議等の開催による対応策の検討・実施
  - 市対策本部の設置への備え
  - 消防法に基づく消防・救助・緊急活動の実施
  - 災害対策基本法に基づく避難の指示、警戒区域の設定等
- ④ 市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。
- ⑤ 市は、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設

定、市対策本部設置の要請などの措置を行う。

(5) 支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町等に対し支援を要請する。

3 市対策本部への移行

(1) 緊急事態対策室から対策本部への移行について

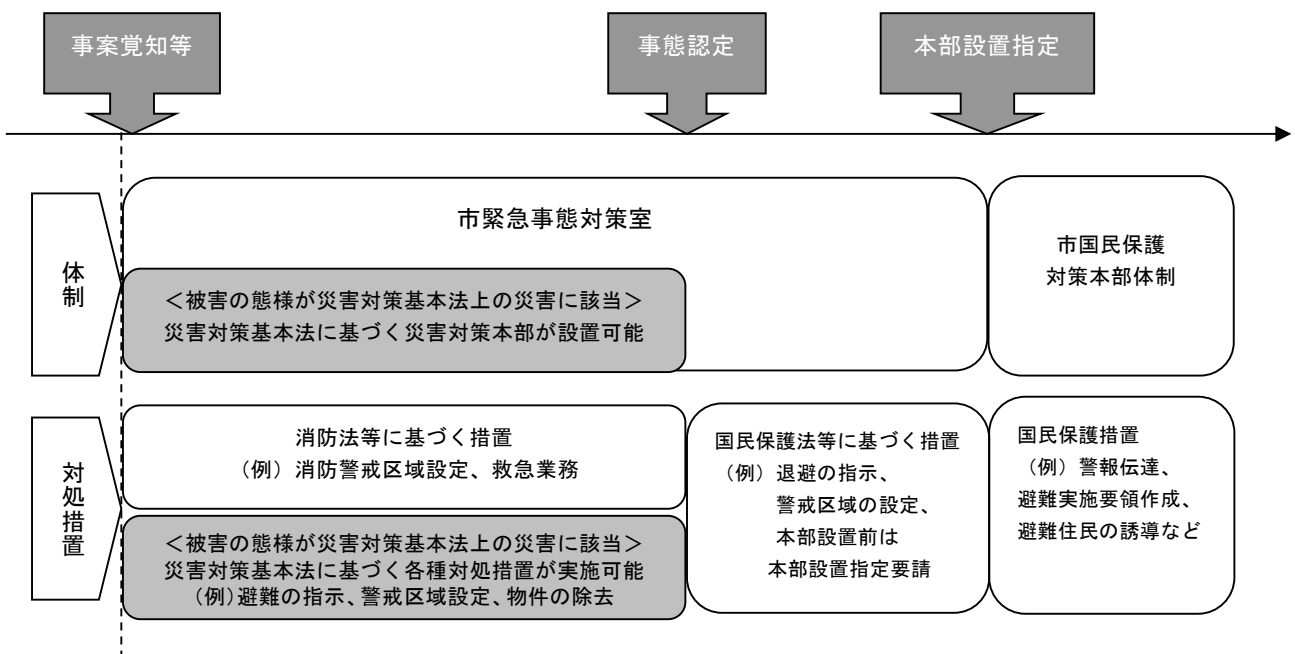
緊急事態対策室を設置した後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき旨の通知があった場合、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態対策室」は廃止する。

(2) 災害対策本部から市対策本部への移行について

市は、災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき旨の通知を受けた場合、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、災害対策本部は廃止する。

なお、市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

【事案覚知～事態認定～本部設置指定】(イメージ)



4 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当該市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、緊急事態対

策室等を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、以下についての確認等を行い、当該市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

- ① 情報連絡体制
- ② 職員の参集体制
- ③ 関係機関との通信・連絡体制
- ④ 生活関連等施設の警戒状況

## 第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について必要なことを定める。

### 1 市対策本部の設置・手順等（法25条、法27条）

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

#### (1) 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

#### (2) 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する（※事前に緊急事態対策室を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする）。

#### (3) 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、地域防災計画に定める非常配備体制の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

#### (4) 市対策本部の開設

##### ① 設置場所

市役所3階防災対策室又は、状況によっては市役所7階全員協議会室に市対策本部を開設する。

##### ② 設置の連絡

市長は、市対策本部を設置したときは、県及び市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

#### (5) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

#### (6) 本部の代替機能の確保

市は、市庁舎が被災した場合等、市対策本部を庁舎内に設置できない場合は、市消防局に市対策本部を開設する。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部が設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

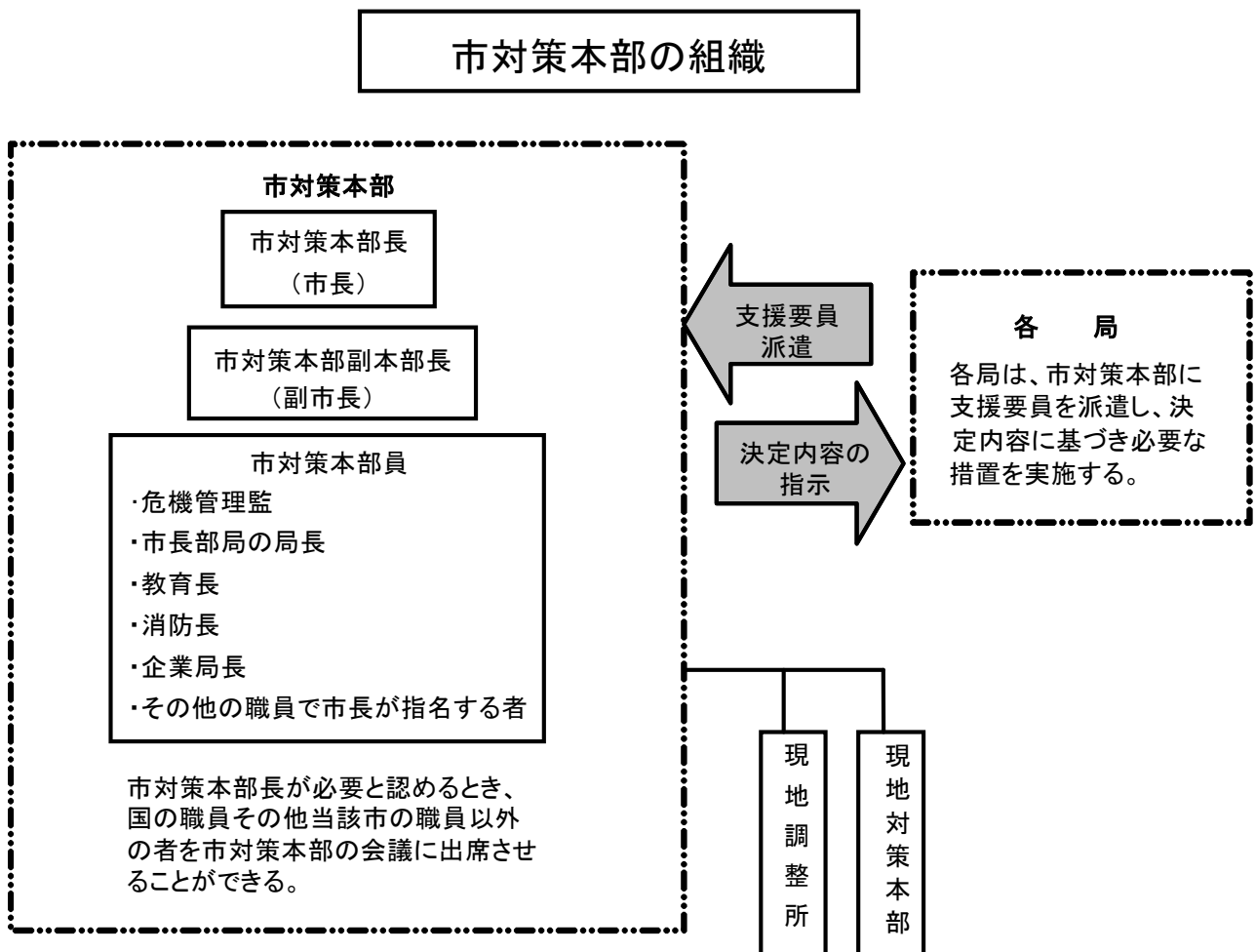
## 2 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等 (法26条)

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

## 3 市対策本部の組織・担当別業務

### (1) 市対策本部の組織構成 (法 28 条)

- ① 市対策本部に、本部会議、局を設置する。
- ② 市対策本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、次の者をもって充てる。
  - ア 本部長 市長
  - イ 副本部長 副市長
  - ウ 本部員 危機管理監、市長部局の局長、教育長、消防長、企業局長、その他職員で市長が指名する者



(2) 市対策本部各部局の主な業務

市対策本部の各部局の主な業務は、次のとおりである。

部 局 名	主 な 業 務
危機管理課 市民局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市対策本部の設置に関する事</li> <li>・ 非常通信体制に関する事</li> <li>・ 警報、緊急通報の伝達に関する事</li> <li>・ 避難実施要領策定に関する事</li> <li>・ 避難誘導に関する事</li> <li>・ 県対策本部との連絡調整に関する事</li> <li>・ 自衛隊の国民保護派遣要請に関する事</li> <li>・ 安否情報、被災情報の収集に関する事</li> <li>・ 特殊標章等の交付等に関する事</li> <li>・ 避難施設の開設、運営に関する事</li> </ul>
都市政策局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報活動及び報道関係との連絡に関する事</li> <li>・ 外国人、観光客への情報提供、相談に関する事</li> <li>・ 通信手段の確保に関する事</li> <li>・ 鉄道、バス等の緊急輸送手段の確保に関する事</li> </ul>
総務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の動員及び派遣に関する事</li> <li>・ 職員の服務に関する事</li> <li>・ 国民保護措置関係の予算に関する事</li> <li>・ 義援金品の受領、配布に関する事</li> <li>・ 庁舎、市有財産の管理に関する事</li> <li>・ 被災者に対する市税の徴収猶予、減免措置に関する事</li> <li>・ 災害関係経費の経理に関する事</li> </ul>
文化スポーツ局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財の保護に関する事</li> </ul>
経済局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救援物資及び応急復旧用資材の調達、あっせんに関する事</li> <li>・ 被災企業等への金融に関する事</li> <li>・ 生活必需物資の調達に関する事</li> <li>・ 観光客への災害応急対策に関する事</li> </ul>
農林水産局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農林水産業への金融に関する事</li> <li>・ 生鮮食品の流通状況の把握に関する事</li> <li>・ 農林水産業施設の応急対策に関する事とし</li> </ul>
市民局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 埋葬及び火葬に関する事</li> </ul>

福祉局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア及び関係団体との連絡調整に関する事</li> <li>・高齢者、障害のある人その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援に関する事</li> <li>・医療関係機関との連絡調整に関する事</li> </ul>
保健局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急用医薬品及び衛生資材の調達、あっせんに関する事</li> <li>・防疫、保健衛生に関する事（動物救護等を含む）</li> <li>・赤十字標章等の交付等に関する事</li> </ul>
環境局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ・し尿処理に関する事</li> </ul>
都市整備局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急仮設住宅に関する事</li> <li>・道路の除雪対策に関する事</li> <li>・市有施設の応急措置、復旧に関する事</li> </ul>
土木局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、橋梁、河川等の応急対策に関する事</li> <li>・緊急輸送路に関する事</li> <li>・道路の除雪対策に関する事</li> </ul>
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校等教育施設の応急対策に関する事</li> <li>・被災児童生徒の応急教育対策に関する事</li> <li>・被災児童生徒に対する教科書、学用品の確保、調達、支給に関する事</li> <li>・避難所運営に関する事（市民局と連携）</li> </ul>
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員との連絡に関する事</li> <li>・議会に関する事</li> </ul>
消防局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害への対処に関する事（消火・救急・救助を含む）</li> <li>・救出救護、避難誘導に関する事</li> <li>・行方不明者の捜索に関する事</li> <li>・警備強化の実施に関する事</li> <li>・緊急消防援助隊に関する事</li> <li>・消防職員に対する特殊標章等の交付等に関する事</li> </ul>
企業局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道、ガス、発電施設の応急対策及び復旧に関する事</li> <li>・飲料水の確保に関する事</li> </ul>
市立病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療の提供に関する事</li> <li>・入院患者の避難誘導に関する事</li> </ul>



(3) 市現地対策本部の設置 (法 28 条)

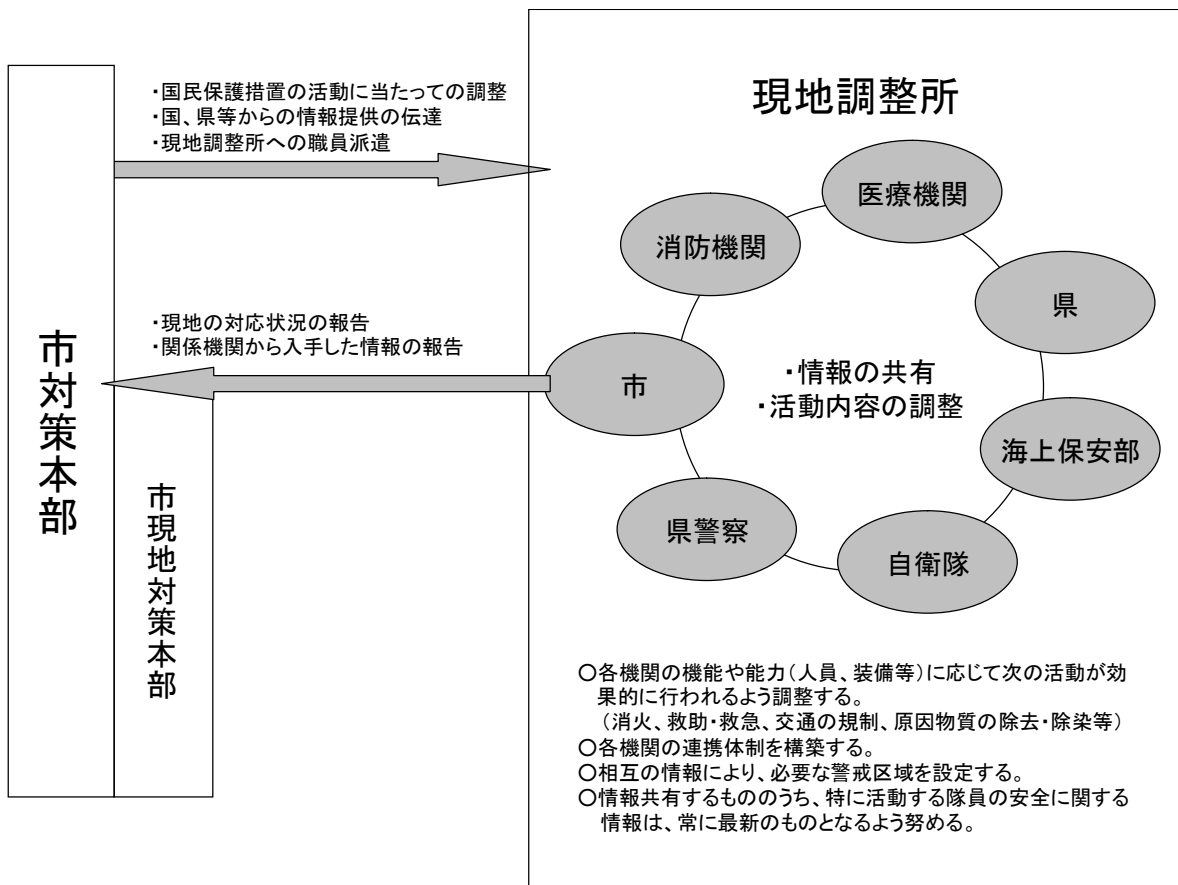
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(4) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成】



【現地調整所の性格について】

① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関に

よる連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行う等。)

- ② 現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、現場の活動上の便宜から最も適した場所に設置する。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開き連携の強化を図ることにより、その都度現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使する。  
また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすものとなる。
- ④ 現地調整所について他の機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させる。

#### 4 市対策本部における広報等 (法8条)

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

##### (1) 広報責任者の設置

市対策本部には、武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

##### (2) 広報手段

市対策本部は、情報の提供に当たっては、テレビ・ラジオへの資料提供、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

##### (3) 要配慮者への広報

- ① 外国人に対しては、各種国際交流団体（ボランティア含む）やマスコミ等の連携協力を得て、外国語による情報提供、外国語放送などに努める。
- ② 聴覚、視覚等の障害のある人等に対しては、各種団体（ボランティア含む）やマスコミ等の連携協力を得て、文字情報、点字広報、手話通訳による放送などの情報提供に努める。

##### (4) 留意事項

- ① 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。
- ② 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行う。
- ③ 県と連携した広報体制を構築する。

#### 5 市対策本部長の権限 (法29条)

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅

速な実施を図る。

**(1) 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整**

市対策本部長は、その区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

**(2) 県対策本部長に対する総合調整の要請**

市対策本部長は、特に必要があると認めるときは、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

**(3) 情報の提供の求め**

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

**(4) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め**

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

**(5) 市教育委員会に対する措置の実施の求め**

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

**(6) 市対策本部の廃止 (法 30 条)**

① 市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

② 市長は、市対策本部を廃止したときは、県及び市議会に市対策本部を廃止した旨を連絡する。

**6 通信の確保**

**(1) 情報通信手段の確保**

市は、次の手段により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

**【主な通信手段】**

- 衛星電話
  - 同報防災無線
  - 消防救急無線
  - 高機能指令システム（消防局）
  - 災害時優先回線
  - 電話、FAX、携帯電話
  - 衛星携帯電話
  - LGWAN（総合行政ネットワーク）
  - 石川県総合防災情報システム
  - 防災情報システム
- 等

**（2）情報通信手段の機能確認**

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

**（3）混信等の対策**

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど、通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

### 第3章 関係機関相互の連携・応援等

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関との連携を円滑に進めるために必要な事項について定める。

#### 1 国・県の対策本部との連携

##### (1) 国・県の対策本部との連携 (法3条)

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

##### (2) 国・県の現地対策本部との連携

ア 市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、国・県と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

イ 国の現地対策本部が合同対策協議会を開催する場合は、国民保護措置に関する情報を交換し、各関係機関が実施する国民保護措置について相互に協力する。

#### 2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

##### (1) 知事等への措置要請 (法16条)

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他の県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合、市は、要請する理由、活動内容等ができる限り具体的に明らかにして行う。

##### (2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請 (法16条)

市は、国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

##### (3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請 (法21条)

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、口頭又は文書により、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等ができる限り明らかにする。

### 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 (法20条)

(1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。

この場合において、市は、次に掲げる事項を明らかにする。

- ① 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、国民の保護のための措置を実施するための必要な事項を、防衛大臣（防衛省自衛隊石川地方協力本部長または陸上自衛隊第14普通科連隊長経由）に連絡する。

(2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第76条）及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

### 4 他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託

#### (1) 他の市町長等への応援の要求 (法17条)

- ① 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

#### (2) 県への応援の要求 (法18条)

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

#### (3) 事務の一部の委託 (法19条)

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
  - 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
  - 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

## 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 (法151条、法152条)

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 市は、(1)の派遣要請手続きを行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

## 6 市の行う応援等

### (1) 他の市町に対して行う応援等 (法17条)

- ① 市は、他の市町から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の市町から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

### (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等 (法21条)

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

## 7 ボランティア団体等に対する支援等

### (1) 自主防災組織等に対する支援 (法4条)

市は、自主防災組織や各町会連合会長等に対し、警報の内容の伝達や避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等、必要な支援を行う。

### (2) ボランティア活動への支援等 (法4条)

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、住民からのボランティア活動の希望の適否を判断する。

市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、次のような受け入れ体制等の確保に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

- 被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握

- ボランティアへの情報提供
- ボランティアの生活環境への配慮
- 避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等におけるボランティアの登録・派遣調整

### (3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

## 8 住民への協力要請 (法4条)

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

なお、この協力は、住民の自発的な意志にゆだねられるものであって、その要請にあたっては強制にわたることがないように十分留意する。

- 避難住民の誘導 (法70条)
- 避難住民等の救援 (法80条)
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置 (法115条)
- 保健衛生の確保 (法123条)



## 第4章 警報及び避難の指示等

### 第1節 警報・緊急通報の通知及び伝達

武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことについて、警報の伝達及び通知等に必要な事項を定める。

#### 1 警報の内容の伝達等

##### (1) 通知の確認

市長は、知事から警報の通知を受けたとき、受信の旨、直ちに県に返信するものとする。

##### (2) 警報の伝達・通知 (法47条)

- ① 市長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた方法（伝達・通知先、手段、順位）により、住民等に速やかに伝達するとともに、他の執行機関その他の関係機関に通知するものとする。

##### 【伝達先】

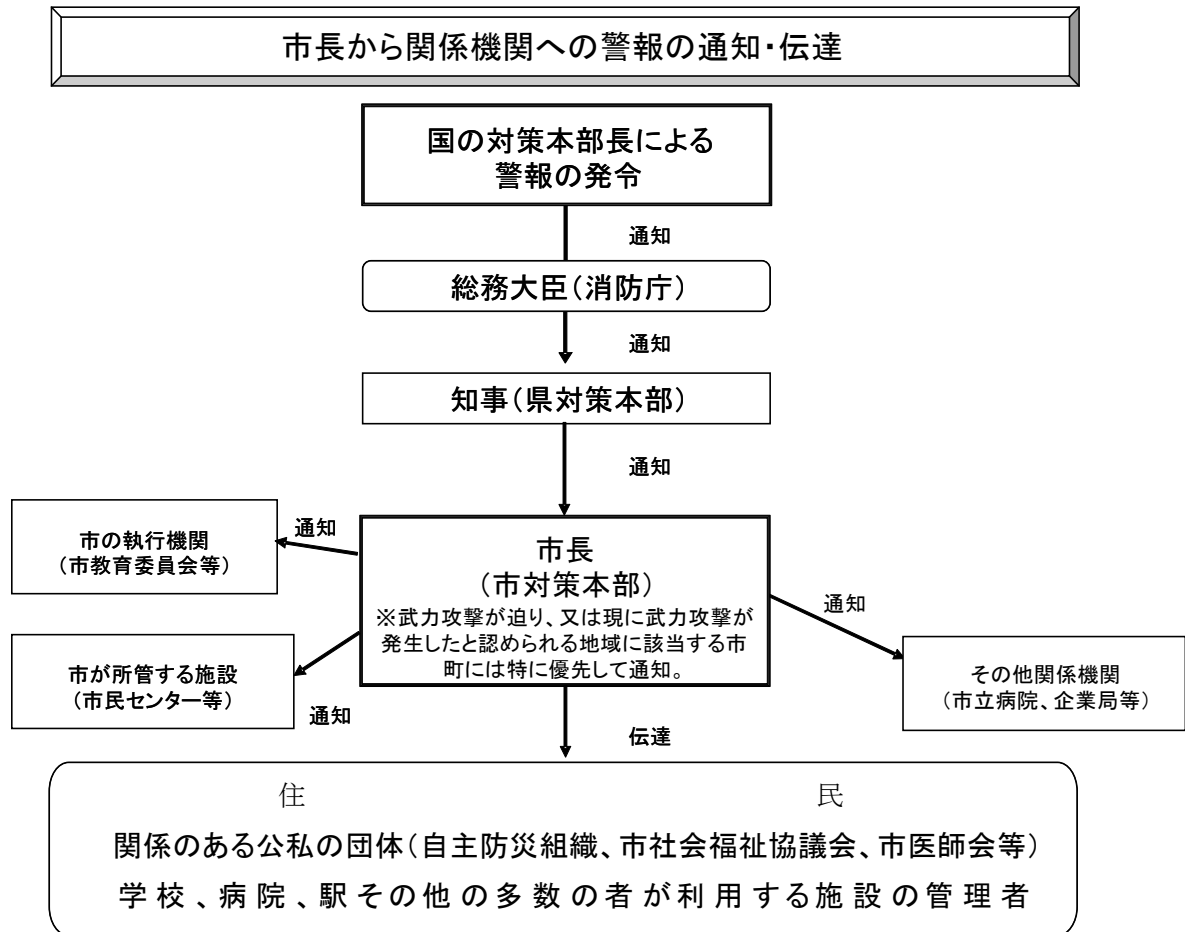
- 住民
- 関係のある公私の団体（自主防災組織、市社会福祉協議会、市医師会 など）
- 学校、病院、駅その他の多数の者が利用する施設の管理者

##### 【通知先】

- 市が所管する施設
- 他の執行機関（市教育委員会）
- その他の関係機関（市立病院、企業局 など）

- ② 市は、警報の報道発表を速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。（<http://www.city.kanazawa.ishikawa.jp/>）

【市長から関係機関への警報の通知及び伝達の仕組み】



2 警報の内容の伝達方法

(1) 伝達方法 (法47条)

警報の内容の伝達方法については、当面の間は、原則として以下の要領により行う。

- ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報防災無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当市が含まれない場合

この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、同報防災無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、金沢市町会連合会等への協力依頼などの同報防災無線による伝達以外の方法も活用する。

**【緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）等による警報受信時の対応】**

緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）や全国瞬時警報システム（J-ALERT）により国から警報を受信した場合には、同報防災無線を活用して迅速に住民へ警報を伝達する。

**（2）伝達体制の整備（法41条）**

市長は、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。

また、高齢者、障害のある人、外国人等要配慮者に対する伝達に配慮する。

**（3）消防機関による伝達**

消防機関は保有する車両・装備を有効に活用し、警報の内容が的確かつ迅速に伝達されるように努める。

**（4）県警察との緊密な連携**

市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

**（5）警報の解除の伝達（法51条）**

警報の解除の伝達等は、警報の発令の場合と同様の方法により実施する。

ただし、解除の伝達については、原則としてサイレンは使用しないこととする。

**3 緊急通報の伝達及び通知（法100条）**

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

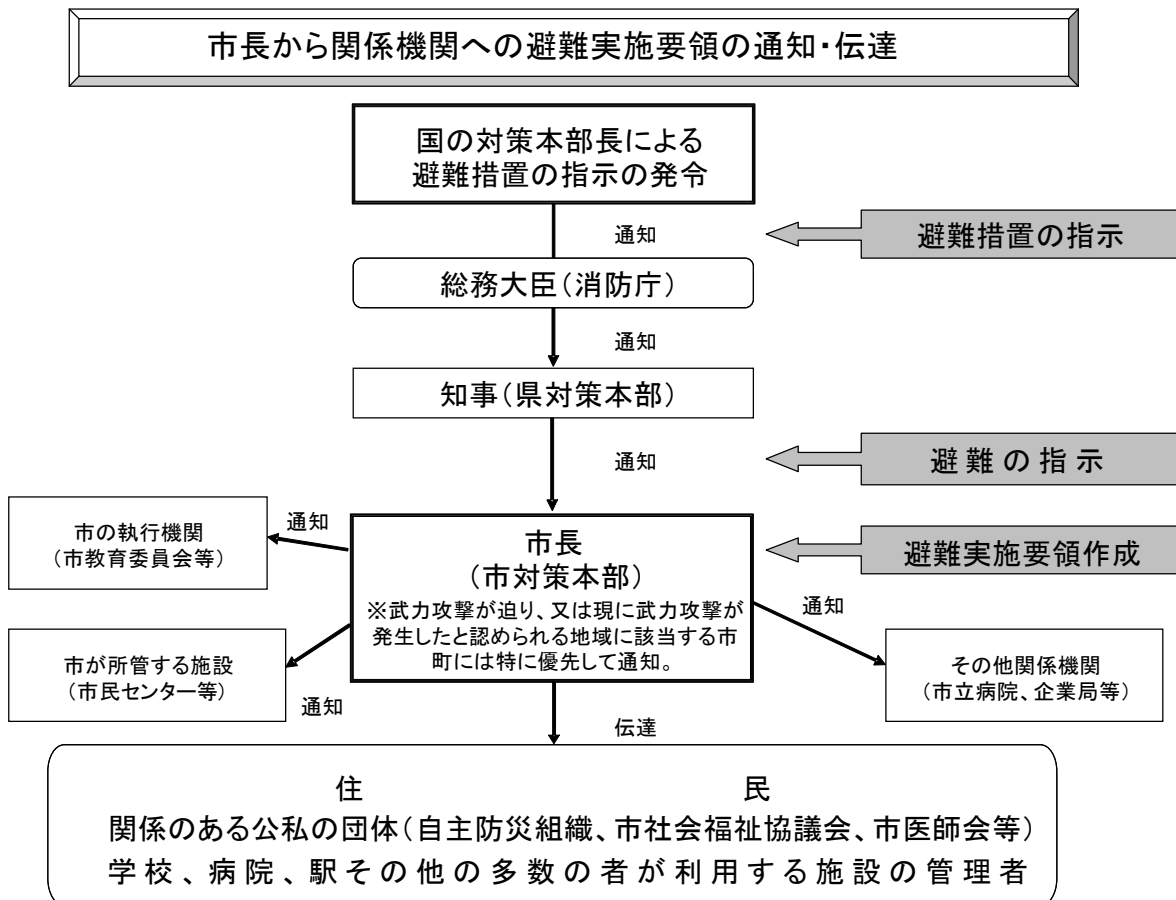
## 第2節 避難住民の誘導等

武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、避難誘導措置について必要な事項を定める。

### 1 避難の指示の通知・伝達 (法54条)

- ① 市長は、知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。
- ③ 市長は、県からの避難措置の指示の内容の通知及び避難の指示の通知を受けたときは、受信の旨、直ちに県に返信する。

#### 【避難の指示の流れ】



### 2 避難実施要領 (法61条)

#### (1) 避難実施要領の策定

- ① 市長は、避難の指示を受ける前の段階においても策定のための準備を行う。

② 市長は、知事から避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考に、避難の指示の内容に応じた避難実施要領を、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いたうえで策定する。

なお、避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

③ 避難実施要領に定める事項は、次のとおりである。

ア 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

イ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項

ウ その他避難の実施に関し必要な事項

## (2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

① 避難の指示の内容の確認

(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)

② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)

(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)

③ 避難住民の概数把握

④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送) )

⑤ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合)

(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)

⑥ 避難行動要支援者の避難方法の決定 (避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置)

⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)

⑧ 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)

⑨ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)

⑩ 自衛隊等の行動と避難経路や避難手段の調整 (県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

### 【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊等の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取 (武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等) 及び国の対策本部長からの情報提供の求め (同法第6条第4項等) に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

## (3) 避難実施要領作成の際の主な項目

項目	留意事項	記載例等
① 要避難地域	○避難が必要な地域の住所を可能な限り明示する。	A市A1地区1-2、1-3の住民は「A1町会連合会」、A市A2地区1-1の住民は各ビル事業所及び「A2町会連合会」を避難の単位とする。
② 避難住民の誘導の実施単位	○町会連合会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。	
③ 避難先	○避難先の住所、施設名を可能な限り具体的に記載する。	避難先：B市B1地区2-3にあるB市立B1高校体育館
④ 一時集合場所	○避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所等の住所、場所名を可能な限り具体的に明示する。	集合場所：A市A1地区2-1のA市立A1小学校グラウンドに集合する。集合に当たっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、高齢者、障害のある人等については自動車等の使用を可とする。
⑤ 集合方法	○集合場所への交通手段を記載する。	
⑥ 集合時間	○避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。	バスの発車時刻：△月△日15時20分、15時40分、16時00分
⑦ 集合に当たっての留意事項	○集合後の町会連合会内や近隣住民間での安否確認、要避難援護者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。	集合に当たっては、高齢者、障害のある人等要避難援護者の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。
⑧ 避難の手段	○集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示する。	集合後は、△△鉄道△△線AA駅から、△月△日の△△：△△より10分間隔で運行するB市B1駅行きのバスで避難を行う。B市B1駅に到着後は、B市及びA市職員の誘導に従って、徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。
⑨ 避難の経路	○避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。	
⑩ 市町職員、消防職団員の配置等	○避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町職員、消防職団員の配置及び担当業務を明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民への周知要員氏名</li> <li>・避難誘導要員氏名など</li> </ul>

	示し、連絡先等を記載する。	
⑪ 高齢者、障害のある人その他特に配慮を要する者への対応	○高齢者、障害のある人、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。	誘導に際しては、高齢者、障害のある人等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとする。また、民生委員、自主防災組織等に、避難誘導の実施への協力を要請する。
⑫ 要避難地域における残留者の確認	○要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。	避難の実施時間の後、すみやかに、残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。
⑬ 避難誘導中の食料等の支援	○避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。	避難誘導要員は、△月△日18時ちょうどに避難住民に対して、食料・水を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。
⑭ 携行品、服装	○避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。	携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。 なお、NBC災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。
⑮ 緊急連絡先等	○避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先を記述する。	緊急連絡先：A市対策本部 担当□山△男 電話076-◇52-◇◇53 電話090-◇◇52-◇◇53 FAX 076-◇52-◇◇54

## 【避難実施要領の例】

## 避難実施要領（例）

石川県 金沢市長  
○月○日○時現在

## 1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

金沢市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

- (1) 金沢市の○○地区の住民は、○○市の○○地区にある○○体育館を避難先として、○日○時を日目に住民の避難を開始する。

## 【避難経路及び避難手段】

バスの場合：金沢市○○地区の住民は、○○小学校グラウンドに集合する。その際、○日○時を日目に、できるだけ町会連合会、町会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、○○バス会社の用意したバスにより、国道○号線を利用して、○○市○○体育館に避難する。

鉄道の場合：金沢市○○地区の住民は、○○鉄道○○線○○駅前広場に集合する。その際○日○時○分を日目に、できるだけ町会連合会、町会、事業所等の単位で行動し、○

○駅までの経路としては、できるだけ国道○号線又は○○通りを使用すること。

集合後は、○日○時○分発○○市○○駅行きの電車で避難する。○○市○○駅到着後は、○○市職員及び金沢市職員の誘導に従って、主に徒歩で○○市○○体育館に避難する。

船舶の場合：金沢市○○地区の住民は、金沢港○○埠頭に、○日○時○分を日目に集合する。その際、○日○時○分を日目に、できるだけ町会連合会、町会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、○日○時○分発○○市○○港行きの、○○汽船が所有するフェリー○○号に乗船する。

(・・・以下略・・・)

- (2) 金沢市○○地区の住民は、○○市○○地区にある○○市立○○中学校を避難先として、○日○時○分を日目に住民の避難を開始する。

(・・・以下略・・・)

## 2 避難住民の誘導の実施方法

## (1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、職員等の割り振りを行う。

住民への周知要員、避難誘導要員、市現地対策本部要員、現地連絡要員、避難所運営要員、水、食料等支援要員 等

## (2) 残留者の確認

指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。(時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。)

## (3) 高齢者、障害のある人その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては、傷病者、障害のある人、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や町会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

## 3 その他避難の実施に関し必要な事項

- (1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。

- (2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。

- (3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

金沢市国民保護対策本部 担当 ○○ ○○

電話 076-○○○-○○○○(内線○○○○)、電話 090-○○○○-○○○○

FAX 076-○○○-○○○○

(・・・以下略・・・)

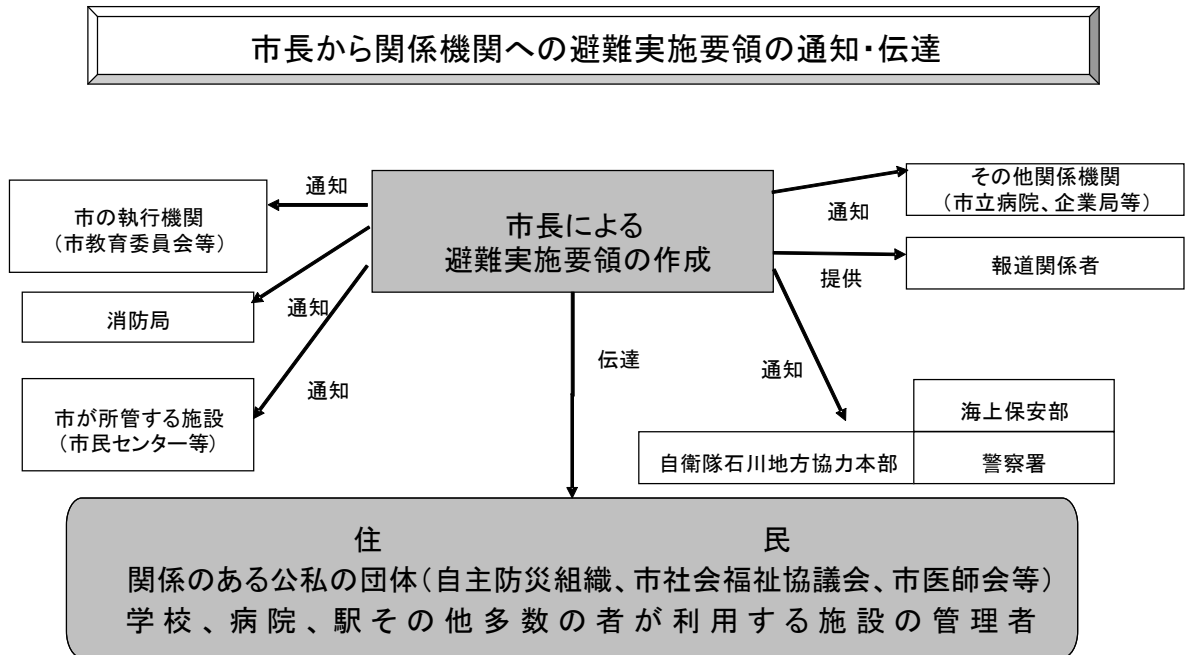


(4) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体、学校、病院、駅その他の多数の者が利用する施設の管理者に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防長、警察署長、海上保安部長及び自衛隊石川地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導 (法 62 条)

① 市長は、避難実施要領で定めるところにより、職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、金沢市町会連合会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

② 市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。

③ 職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、腕章、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明(投光器具、車のヘッドライト等)を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

④ 市長は、市域外へ避難する場合には、避難先地域において当該市の住民の受入れが完了するまで避難住民の誘導を行う。

## (2) 消防機関の活動

消防局は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、保有する装備を有効に活用する等効果的な誘導を実施する。

また、消防団は、消防局と連携し消火活動及び救助・救急活動及び、自主防災組織や、金沢市町会連合会等と連携した避難住民の誘導を行う。

## (3) 避難誘導を行う関係機関との連携 (法63条、法64条)

- ① 市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。この場合において市長はその旨を県知事へ通知する。
- ② 市長は、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。
- ③ 市長は、避難の誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるように事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

## (4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や金沢市町会連合会等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

## (5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供 (法8条、法62条)

- ① 市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。
- ② 市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

## (6) 高齢者、障害のある人等への配慮 (法9条)

市長は、高齢者、障害のある人等の避難を万全に行うため、福祉局を中心に避難行動要支援者支援を実施し、市社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、各種団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

## (7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

**(8) 避難所等における安全確保等**

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力をを行うとともに、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

**(9) 動物の保護等に関する配慮**

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- 危険動物等の逸走対策
- 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

**(10) 通行禁止措置の周知**

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

**(11) 県に対する要請等**

- ① 市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。
- ② 市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

**(12) 避難住民の運送の求め等**（法71条、法72条）

- ① 市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。
- ② 市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

**(13) 大規模集客施設等における当該施設滞在者等への配慮**

市長は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等について、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な配慮を行う。

**(14) 避難住民の復帰のための措置**（法69条）

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

## 4 事態の類型等に応じた避難の誘導等の留意事項

### (1) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

① 市長は、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難指示を踏まえ、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施する。

また、この場合において、移動の安全が確保されない場合は、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させるなど適切な措置を講ずる。

なお、急襲的な攻撃により、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避難させるため特に必要があると認めるときは、独自の判断で退避の指示を行い、住民を一時的に退避させるものとする。

② 市長は、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整を行う。

### (2) 弾道ミサイルによる攻撃の場合

#### ① 屋内避難

弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示され、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要であることから、市長は、できるだけ、近傍の次の施設等に避難させる。

- コンクリート造り等の堅ろうな施設
- 建築物の地階
- 地下街等の地下施設

市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。

#### ② 着弾直後の対応

着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、市長は、屋内避難を継続させ、被害内容が判明後、県からの避難の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難など、避難の誘導を行う。

### (3) 急襲的に航空攻撃が行われる場合

市長は、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとる。

### (4) 着上陸侵攻の場合

市長は、国の対策本部長による当該避難措置の指示が円滑に行えるよう、避難対象となる住民数、想定される避難の方法等の着上陸侵攻に関連する情報について、県を通じて、国の対策本部長に早急に連絡する。

なお、大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う、我が国全体としての調整等が必要となるため、

国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待って行うこととすることが適当であることから、国の総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、対応することを基本とする。

また、県と連携し、情報不足による住民の混乱の発生の防止に努める。

**(5) NBC攻撃の場合の避難**

市長は、次の点に留意して避難誘導等を行う。

- 避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずること
- 風下方向を避けて避難を行うことなど

また、市長は、国の対策本部長が行う、攻撃の特性に応じた当該避難措置の指示の内容や県の避難の指示の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し避難の伝達を行うものとする。

## 第5章 救援

避難先地域や被災地において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために、県と連携して、救援に関する措置を実施することとし、救援の実施に当たり必要な事項等について定める。

### 第1節 救援の実施

#### (1) 救援の実施（法76条）

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

なお、他の市町から避難住民を受け入れたときは、法に基づき、備蓄する物資又は資材を必要に応じ供給する。（法143条）

##### ① 収容施設の供与

ア 避難住民又は武力攻撃災害により被害を受けた者等を収容する避難所の設置

イ 武力攻撃災害により住宅が全壊し、自らの資力では住宅を得ることができない者等に対するの応急仮設住宅の供与

##### ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

ア 避難所に収容された者等に対するの炊き出し等による食品の給与

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、現に飲料水を得ることができない者に対するの飲料水の供給

ウ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、被服、寝具その他生活必需品を失った者等に対してそれらの物資等の給与又は貸与

##### ③ 医療の提供及び助産

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療や助産の途を失った者に対して行う、診療や分べんの介助等

##### ④ 被災者の捜索及び救出

武力攻撃災害により、生死不明の状態にある者等の捜索及び救出

##### ⑤ 埋葬及び火葬

武力攻撃の際死亡した者についての応急的な埋葬等

##### ⑥ 電話その他の通信設備の提供

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対しての電話その他の通信設備の提供

##### ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

武力攻撃災害により、住家が半壊等をし、自らの資力では応急修理ができない者に対して行うもの

##### ⑧ 学用品の給与

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失等した小学校児童

等に対する、教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品の支給

⑨ 死体の捜索及び処理

ア 武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、死亡したと推定される者の捜索

イ 死亡した者等について行う、死体の洗浄、一時保存等

⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、材木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあり、自己の資力では除去できない者に対して行う除去

(2) 救援の補助（法76条）

市長は、(1)で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

(3) 留意点

救援を実施する際には、高齢者、障害のある人等の要配慮者に対する配慮や男女のニーズの違いや双方の視点を取り入れた救援を実施できるよう留意する。

## 第2節 関係機関との連携

### (1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

### (2) 他の市町との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

### (3) 日本赤十字社との連携 (法77条)

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

### (4) 緊急物資の運送の求め (法79条)

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。



## 第3節 救援の基準及び内容

### 1 救援の基準（法76条）

- ① 市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。
- ② 市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

### 2 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

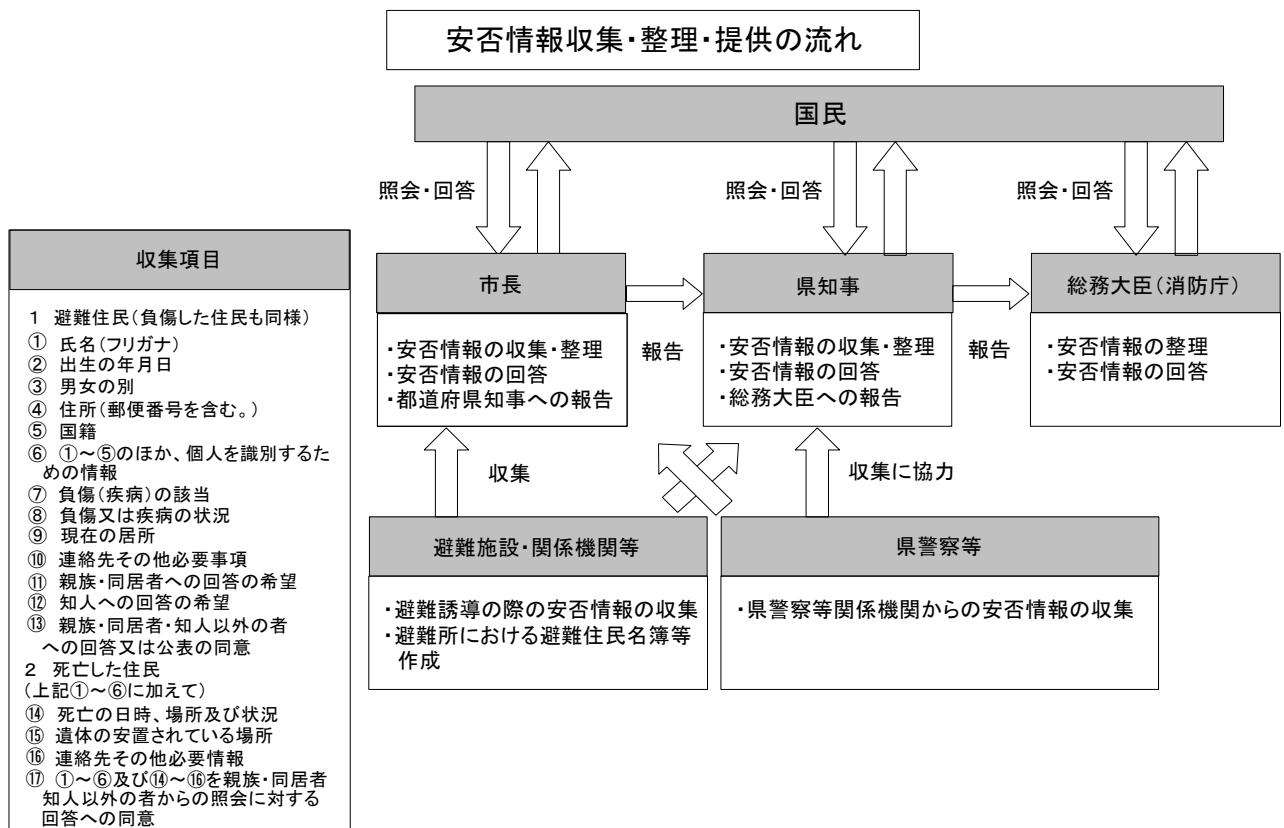
## 第6章 安否情報の収集等

安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を定める。

### 第1節 安否情報の収集、提供

#### 【安否情報の収集、整理等】

安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、次のとおりである。



#### 1 安否情報の収集

##### (1) 安否情報の収集 (法 94 条)

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等を参考に、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

##### (2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、学校、大規模事業所、報道機関等の

関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

### (3) 安否情報の収集内容

市は、次の情報等を収集する。

- ① 避難施設における避難住民の氏名、住所等
- ② 遺体の氏名、死亡場所及び状況等

### (4) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

## 2 県に対する報告 (法94条)

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムにより行うこととし、事態の状況により安否情報システムが利用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

## 3 安否情報の照会に対する回答 (法95条)

### (1) 照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、電子メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する窓口にて、安否情報省令に規定する安否情報照会書を提出することにより受け付ける。ただし、照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

### (2) 回答方法

市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは安否情報を回答する。

### (3) 回答の内容

市は、原則として安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否かの別、及び武力攻撃災害により死亡又は負傷しているか

否かの別を回答する。

また、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

#### (4) 回答事務

市は、安否情報の回答を行った場合、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

【安否情報照会書】

様式第4号（第3条関係）

安否情報照会書

年 月 日

総務大臣  
（都道府県知事） 殿  
（市町長）

申請者

住所（居所）

氏名

下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。

照会をする理由 (○を付けてください。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人, 職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ( )
--	--

備考	
----	--

被照会者を特定するために必要な事項	氏名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住所	
	国籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本                      その他 ( )
	その他個人を識別するための情報	

※ 申請者の確認	
----------	--

※ 備考	
------	--

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
  - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
  - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
  - 4 ※印の欄には記入しないでください。

【安否情報回答書】

様式第5号（第4条関係）

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日

殿

総務大臣  
(都道府県知事)  
(市町長)

年 月 日付けで照会のあった安否情報について、下記のとおり回答します。

避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住所	
	国籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本                      その他 (                      )
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
  - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
  - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
  - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

(5) 個人の情報の保護への配慮

① データの収集・管理

市は、次の点に留意して、安否情報データの収集・管理を徹底する。

- 安否情報は個人の情報であり、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底する。

② 安否情報の回答

市は、次の点に留意して、安否情報の回答をする。

- 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとする。
- 負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力 (法96条)

市は、日本赤十字社石川県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

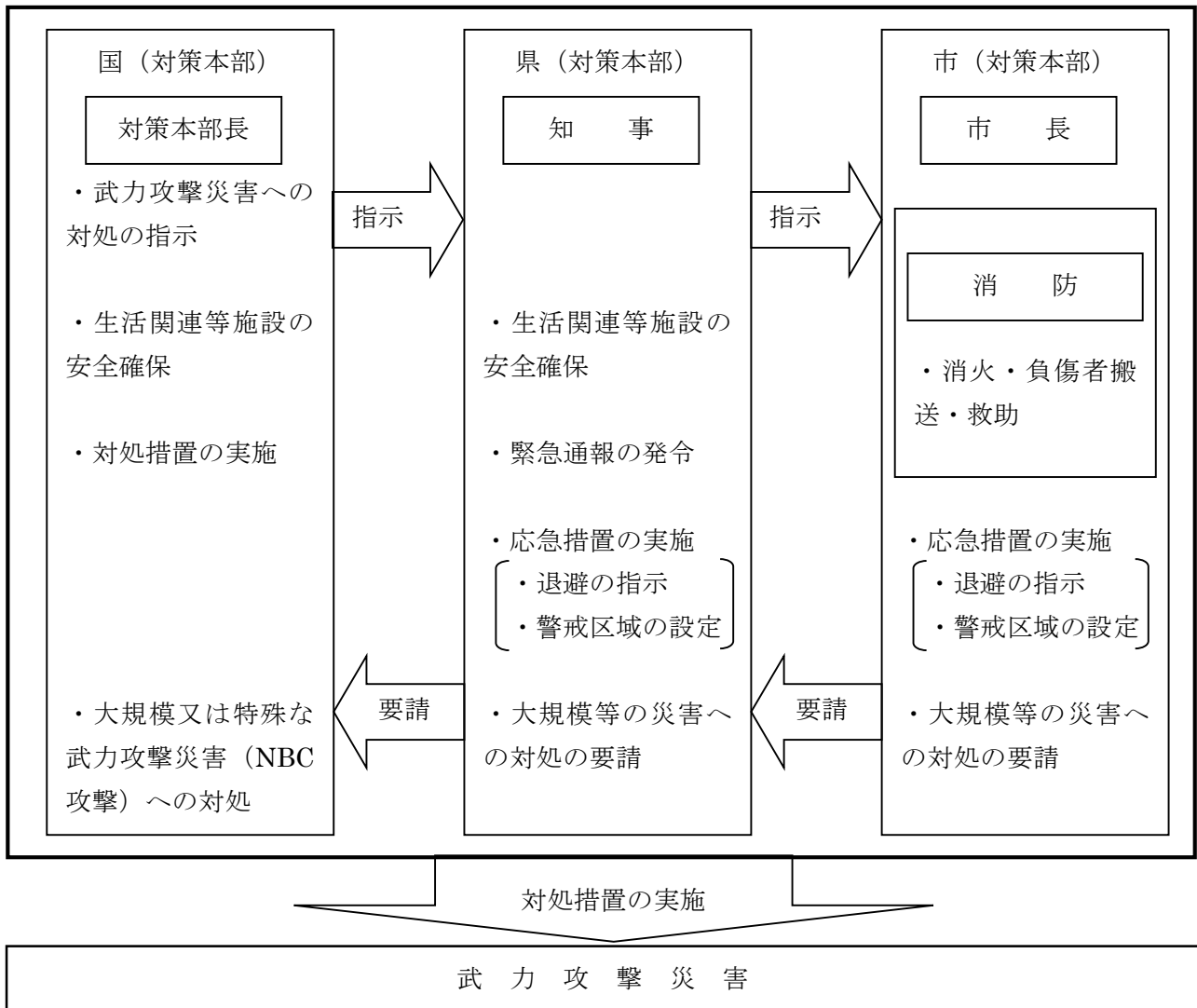
当該安否情報の提供に当たっても、3(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

## 第7章 武力攻撃災害への対処措置

武力攻撃災害への対処に関しては、災害現場における通常の実施とともに、特殊な武力攻撃災害への対応や活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、そのための必要な事項について定める。

### 【武力攻撃災害への対処等】

武力攻撃災害への対処措置の流れを図示すれば、次のとおりである。





## 第1節 武力攻撃災害への対処の基本的考え方等

### 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

#### (1) 武力攻撃災害への対処 (法97条)

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

#### (2) 知事への措置要請 (法97条)

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

#### (3) 対処に当たる職員の安全の確保 (法22条)

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

### 2 武力攻撃災害の兆候の通報等 (法98条)

#### (1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

#### (2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官及び海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

## 第2節 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うこととし、それぞれの措置の実施に関し必要な事項について定める。

### 1 退避の指示（法112条）

#### （1）退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

なお、退避の指示を行った場合、速やかに県に通知する。

#### 【退避の指示（例）】

「金沢市〇〇町〇丁目（〇〇地区）の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。

「金沢市〇〇町〇丁目（〇〇地区）の住民については、〇〇町の〇〇体育館へ退避すること。

#### （2）屋内への退避の指示

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく、移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方が危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

#### （3）退避の指示に伴う措置等

##### ① 退避の指示の住民への伝達

市は、退避の指示を行ったときは、同報防災無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

##### ② 関係機関との調整

市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退

避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

③ 安全の確保等 (法 22 条)

ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 市長は、退避の指示を行う職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

(4) 退避の指示の解除

退避の指示の解除の通知、伝達等は、退避の指示の場合と同様の方法により実施する。また、退避の必要がなくなったときは、直ちに公示し、県へ通知する。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定 (法 114 条)

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等 (法 114 条)

① 警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。

また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

② NBC 攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

③ 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

④ 警戒区域内には、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

⑤ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

⑥ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通

知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

### (3) 安全の確保 (法 22 条)

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

## 3 応急公用負担等

### (1) 市長の事前措置 (法 111 条)

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

### (2) 応急公用負担 (法 113 条)

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

※この場合、法 113 条で準用する災対法 64 条（損失補償）に留意

## 4 消防に関する措置等

### (1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

### (2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実情に即した活動を行う。

### (3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知

事又は他の市町長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

**(4) 緊急消防援助隊等の応援要請**

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

**(5) 消防の応援の受入れ体制の確立**

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、都道府県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

**(6) 消防の相互応援に関する出動**

市長は、他の被災市町の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、都道府県知事との連絡体制を確保するとともに、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

**(7) 医療機関との連携**

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密に連携し活動を行う。

**(8) 安全の確保 (法 22 条)**

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② 市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、

消防局と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

- ⑤ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

## 第3節 生活関連等施設における災害への対処等

生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処について必要なことを定める。

### 1 生活関連等施設の安全確保

#### (1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

#### (2) 消防機関による支援 (法102条)

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。

#### (3) 市が管理する施設の安全の確保 (法102条)

① 市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部長、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

② 生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

### 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 (法103条)

#### (1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

**【対象】**

- ① 消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。)又は一の消防局等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの(国民保護法施行令第29条)
- ② 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物(同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。)を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの(地域保健法第5条第1項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合)

**【措置】**

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限(危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号)
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限(国民保護法第103条第3項第2号)
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄(国民保護法第103条第3項第3号)

**(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告**

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

**3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害への対処 (法104条)**

**(1) 基本的考え方**

金沢港石油基地に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とし、石川県石油コンビナート等防災計画に基づき対処する。

また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

**(2) 武力攻撃災害の兆候の通報**

施設の管理者は、施設において、武力攻撃災害の兆候を発見したとの報告を従業員等から受けた場合、直ちに、市長又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。



(3) 応急措置等

① 警戒区域の設定

市長は、特に必要がある場合、警戒区域の設定などの応急措置を講ずる。

② 住民の避難等の措置

市長は、特に必要がある場合、退避の指示などの応急措置を講ずる。

## 第4節 NBC攻撃による災害への対処 (法107条、法108条)

NBC攻撃（核兵器又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃）による災害への対処については、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、それに加えて、初動的な応急措置を講ずることとし、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について定める。

### (1) 応急措置の実施

- ① 市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。
- ② 市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

### (2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣等を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

### (3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対応を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

### (4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

#### ① 核攻撃等の場合

市は、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

ア 市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、県警察等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を行う。

イ 保健所及び石川県保健環境センターは、平素から構築した連携体制を活用しつつ、適切な措置を講じる。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 汚染拡大防止措置の実施

① 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

【国民保護法第108条に基づく措置】

国民保護法第108条 第1項各号	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

② 権限行使に当たっての通知・掲示

ア 通知

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上

記表中の占有者、管理者等)に通知する。

#### イ 掲示

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

#### 【国民保護法施行令第31条に基づく通知事項】

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

#### (6) 知事からの要請に基づく立入り

市長は、知事から汚染の拡大を防止するための措置を迅速に講ずるため必要な協力の要請があった場合、他人の土地、建物その他の工作物又は船舶若しくは航空機に職員を立ち入らせることができる。

#### (7) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

## 第8章 被災情報の収集・報告

被災情報については、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について定める。

### (1) 被災情報の収集 (法 126 条)

- ① 市は、電話、衛星電話、消防無線その他通信手段により、次の被災情報について収集する。
  - 武力攻撃災害が発生した日時
  - 武力攻撃災害が発生した場所又は地域
  - 発生した武力攻撃災害の状況と概要
  - 人的及び物的被害の状況
  - 応急措置の実施状況
  - その他必要な情報
- ② 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

### (2) 被災情報の報告 (法 127 条)

- ① 市は、収集した被災情報を、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX 等により直ちに被災情報の第 1 報を報告する。
- ② 市は、第 1 報を県及び消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式（第 2 編第 1 章第 4 節 4）に従い、電子メール、FAX 等により随時、県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

## 第9章 保健衛生の確保その他の措置

避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について定める。

### 1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

#### (1) 保健衛生対策

避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害のある人その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

#### (2) 防疫対策

避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

#### (3) 食品衛生確保対策

避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

#### (4) 飲料水衛生確保対策

① 避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

② 地域防災計画に準じて、水道水の供給体制を整備する。

③ 水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

#### (5) 栄養指導対策

避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

### 2 廃棄物の処理

#### (1) 廃棄物処理の特例 (法 124 条)

① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃

に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

- ② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。
- ③ 市は、平素から既存の許可業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害時に予測される大量の廃棄物を処理するに当たっての委託可能な特例業者の把握に努める。

## (2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画の定めに基づいて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町との応援等にかかる要請を行う。

## (3) し尿処理対策

- ① 市は、し尿を衛生的に処理するため、し尿処理施設の速やかな復旧を実施する。  
また、収集運搬車両を確保して、避難住民等の生活に支障が生じることがないように努める。
- ② 市は、し尿処理を実施するにあたって、収集・運搬及び処理に必要な人員、車両や処理施設が不足すると認められる場合は、県に対して支援を要請する。

# 3 文化財の保護

## (1) 被害状況の把握

市教育委員会等は県教育委員会と連携し、武力攻撃等災害による文化財の被害状況を把握し、文化財保護対策を実施していく。

## (2) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

- ① 市教育委員会等は県教育委員会と連携し、次の場合には、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。
  - 市の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合
- ② また、次の場合は、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。
  - 当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、市教育委員会等に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合

(3) 国宝等の被害を防止するための措置の施行

① 市教育委員会等は県教育委員会と連携し、次の場合には、速やかに当該措置の施行に当たる。

○ 文化庁長官から所定の手続に従って国宝等（国宝又は特別史跡名勝天然記念物をいう。）の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合

② この場合において、市教育委員会等は、職員のうちから、当該措置の施行及び当該国宝等の管理の責任者を定める。

また、当該責任者は、当該措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示さなければならない。

さらに、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。



## 第10章 国民生活の安定に関する措置

武力攻撃事態等においては、生活関連物資等の不足が想定されることや、水の安定的な供給等を確保するため、国民生活の安定に関する措置について必要なことを定める。

### 1 生活関連物資等の価格安定の措置 (法129条)

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

### 2 避難住民等の生活安定等

#### (1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

#### (2) 公的徴収金の減免等 (法 162 条)

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

### 3 生活基盤等の確保

#### (1) 水の安定的な供給 (法 134 条)

水道事業者及び工業用水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

#### (2) 公共的施設の適切な管理

道路及び水力発電所、都市ガス施設の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

## 第11章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について定める。

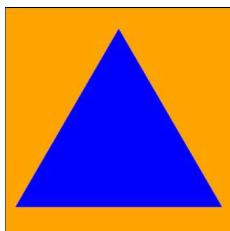
### 【特殊標章等の意義について】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

### 1 特殊標章等 （法158条）

#### （1）特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。



（オレンジ色地に  
青の正三角形）

#### （2）身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式次頁参照）。

#### （3）識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

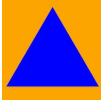

2 特殊標章等の交付及び管理 (法158条)

市長又は消防長、水防管理者は、別途定める特殊標章等の交付要綱の規定に基づき、必要に応じ、以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付し、及び使用させる。

交付者	交付を受ける者
市長	・市職員、消防団長、消防団員
	・交付者の実施する国民の保護措置の実施に必要な援助について協力する者
	・交付者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
消防長	・消防職員
	・交付者の実施する国民の保護措置の実施に必要な援助について協力する者
	・交付者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
水防管理者	・水防職員
	・交付者の実施する国民の保護措置の実施に必要な援助について協力する者
	・交付者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

【身分証明書のひな型】

表面

	(この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name		
生年月日/Date of birth		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
交付等の年月日/Date of issue	証明書番号/No. of card	許可権者の署名/Signature of issuing authority
有効期間の満了日/Date of expiry		

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:  血液型/Blood type		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder

(日本工業規格A7(横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

3 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。